

こう言うしかけ

@交通事故人身被害者の追い込み方、実況見分調書捏編、根幹は平成10年警察庁から損保、共済への通知内容がこうなっている

1、交通事故人身被害者の賠償を踏み倒す為に仕組まれている「警察、法曹三者手による、賠償踏み倒しの手口の実例を持った解説です」

(1) 警察庁は平成10年、各損保、共済宛に全国の都道府県警察を通じ、「交通事故の程度と被害者の被害状況、主治医の診断内容とに整合性が取れて居るか、他を調査し、不審点を見出したなら警察に通報せよ」と、別紙富士火災で撮影して来た通達を出しています「この通達は、事故事実を小さくして怪我も軽微だと言って、被害者を合法恐喝し通す為の布石でした。恐喝に法的効力を持たせたのです。被害者の多くがこの手口で脅され、怪我を無くされ、賠償を踏み倒されたでしょう」

(2) 私は、平成17年9月12日に、別紙（加害者を罰金40万円の刑に処させた処分通知書）にある物損、人身交通事故被害を受けたのですが、民事では事故後四ヶ月で加害者側から債務不存在確認訴訟を言い掛かりで起こされました。

(3) この交通事故では、加害者と警察が「私に隠れて加害者と警察官で虚偽の事故状況調書を作成し、私に隠れて不起訴処理とし、私を弁護士、アメリカンホーム担当で”事故は軽微だ、怪我はしていないんだ”と事務所呼び出して恐喝に入られました、警察庁通達の踏襲です」

この脅しにより、事故事実が虚偽の軽い事故にされていると知った私の追求を受けて、「札幌区検は、実況見分を複数回警察にやり直させたのです」この結果、別紙のように、警察捜査段階で都合五通りの実況見分調書が出来上がりました。

(4) 私が再捜査を検察に行わせて、不起訴転じて罰金40万円の刑が確定しましたが、アメリカンホーム顧問弁護士、裁判官による、言い掛かり（橋本修裁判官も、この訴訟は言い掛かりで起こされたと認めている）訴訟の結果”後遺症認定不可通知、日本興亜損保岩本弁護士よりの文書記載通り”に、本人尋問答え（加害者の）も入れて6通りの事故状況から、裁判官が一つを選んで、事故は軽微だ、後遺症も無かったのである、と判決を下し、弁護士、自賠責事業でも、この司法診断が絶対だから、後遺症は

存在せずだ、と回答を出したのです。

（５）これが交通事故人身受傷患者相手の「事故を実際より軽く実況見分調書を偽造し、不起訴処理し、この刑事調書を損保、弁護士、裁判官に提供し、賠償を踏み倒す、定番の手口の実例、しくじりも込みの実例です」

（６）この交通事故では「賠償の定番踏み倒しを果たすべく、これも定番となっている、被害者を刑事犯罪者に仕立て上げるべく、の弁護士主導犯罪攻撃、冤罪を被せる攻撃も仕掛けられています” 訴訟資料をネットに掲載した、名誉毀損の罪だとして、中央、厚別警察署に刑事告訴されました（別紙弁護士書面記載）当然書類送検も無しで終わりましたよ” 冤罪そのものですから」

（７）私は、この後遺症認定不可通知日の半年後に追突されて人身被害者にされて、平成２２年に後遺症１４級が認定されました、前回の「後遺症は一切存在せず判決があったので、前の事故の怪我は全て消えていたので何の言い掛かりも無しでした」

（８）別紙新聞記事をご覧ください「この実況見分調書等をでたらめに作って不起訴処理の手口は、被害者が不服申し立てを、正しい事実を持って不起訴不当と訴えれば覆せるんですよ、理不尽な、虚偽の事故状況を持った不起訴案件は」

平成 20 年 3 月 28 日

山本 弘明 様

日本興亜損害保険株式会社

代理人

弁護士 岩本 勝彦

印

電話 011-281-3001

自動車損害賠償責任保険お支払不能のご通知

拝啓 平素は弊社業務につきまして格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、このたび自賠責保険へのご請求をいただきましたが、慎重に調査いたしました結果、本件は下記理由によりご請求に応じかねることになりましたことをご連絡申し上げます。

なお、ご不明の点がございましたら、お手数ですが担当者までご照会下さいますようお願い申し上げます。

また、結果に対してご異議ある場合は、書面（「異議申立書」）をもって異議申立のお手続をお取りいただくこともできますので、その際には担当者までご連絡下さい。

敬具

自賠責証明書番号	AA23031418
事故日	平成17年 9月12日
受傷者名	山本 弘明 様

記

理由

別紙の通りです。

被害者：山本 弘明 様の件

<結 論>

前回回答のとおり、自賠責保険の後遺障害には該当しないものと判断します。

<理 由>

異議申立においては、種々の申立が認められますが、本件交通事故の損害賠償関係については、当事者間訴訟において判決が確定していることが認められます。当該訴訟においては、後遺障害による損害についても争点となり、裁判所の判断として「客観的に認められる本件事故による受傷の機転、衝突の程度等に照らせば、本件事故による痛みが、1年間も継続し、後遺障害として残存する程度のものとは考えられず、本件事故による後遺障害の存在を認めるに足りない」と判示されております。

上記のとおり、民事紛争の終局的な解決手段である訴訟の場において、「後遺障害の存在を認めるに足りない」との判断が示されている以上、保有者の損害賠償責任を担保する自賠責保険において、後遺障害による損害について等級評価を行うことはできないものと判断します。

したがって、上記結論のとおりと判断します。

以上

本件は自賠責保険(共済)審査会の審議に基づき回答するものです。

平成22年11月21日

細川厚生労働大臣殿  
医事課、保険局保険課、国保課  
都道府県国保部門、各市役所保険年金課  
公的医療機関  
小津博司札幌高検検事正  
FAX 011-222-7357

損保犯罪被害者の会

<http://www.y-moto.net>

札幌市東区伏古2条4丁目8-14

山本弘明 

TEL 011-784-4046

FAX 011-784-5504

@交通事故人身被害者を当たりや、賠償金詐欺犯罪者に祭り上げる犯罪制度は、警察庁もぐるのです、この損保への勧告書が証拠の大きな物です

一、交通事故人身受傷被害者の怪我の治療、診断を”司法犯罪診断制度のみ通させて、カルテから交通事故受傷を抹殺させる、賠償を受ける権利証明書、医療情報偽造を持って”浮かせた賠償金は、損保、共済、弁護士、天下り役人、司法関係者、警察官が奪い取る仕組みは、警察庁も損保に、賠償踏み倒し常に達成用犯罪実行許可を公式に与えて成立させています”

二、別紙は私が”先日、富士火災に人身傷害特約処理問題で出向いて、撮影して来た、平成10年4月1日、警察庁から都道府県警察本部、損保、共済各社、支店に出された通達文書、勧告書です”

交通事故人身受傷患者を当たりや、事故被害常習犯罪者、賠償金詐欺実行犯と先ず定めて、損保、共済に被害者の事故被害状況、治療実態と生活状況が合致しているか否か捜査する様に、給料取得、納税実態を捜査しようと、法を蹂躪して許可を公式に与えた通達、犯罪実行認可状です。

損保、共済に、加害側の組織には、かかる捜査権限は有りませんが、この警察庁直々の犯罪捜査認可通達が存在するので、損保、共済は被害者入院、通院先交通事故治療医療機関から自由にカルテ、診断書、レセプトを抜き放題出来たのですし、治療実態と生活状況が合致しない、治療履歴が違法なので書き換える、とも出来た訳ですね。

札幌市が被害者の納税証明書も、違法と知った上で損保、共済、弁護士に垂れ流し提供している理由も、この通達記載、納税実態捜査権限を受けてですね。



## ＜勧告書＞

交通事故等に絡む補償問題に暴力団、示談や、各種ゴロ、似非同和、右翼を標榜する者等の非弁護士による法律事務取り扱い事実が後を立ちません。

警察は今後もこれらの事実に関連する恐喝、脅迫、詐欺、その他暴力行為等あらゆる法令違反を厳しく取り締まって参りますので、その交渉に当たっては、

- 1、団体等の威嚇力を背景とする威圧的な行動はないか
- 2、言動に粗野、粗暴、強要に渡っていないか
- 3、示談交渉の当事者能力や資格に問題はないか
- 4、事故の状況や内容に当たりや、被害常習者の疑いはないか
- 5、入院、通院時の生活状況が事故の状況並びに医師の診断内容と整合しているか
- 6、休業補償の基礎となる収入を適正に表示し納税しているか、等を調査し、不審点、矛盾点が認められる場合、次へ通報するようここに勧告致します

通報先 北海道警察本部刑事部暴力団対策課第一課  
通報専用電話（011）222局8930番

平成10年4月1日

北海道警察本部刑事部長  
富士火災海上保険株式会社殿

三、この警察庁から各損保、共済に発せられた交通事故人身被害者を犯罪者、賠償金狙いの悪人と虚構の設定を行い、損保、共済職員に、医師法、健康保険法、刑法違反実行許可を、捜査権限を実質与えた通達が大きな錦の御旗となつて、医療情報偽造、横流し、恐喝使用達成、納税証明自由強奪、犯罪利用、健康保険他公金詐欺が自由に通せたのでしょう。

同年10月には、行政監察局が公的医療機関に、交通事故治療履歴を損保、共済に横流しせよ、と斡旋を掛けて通していますしね。

四、私達はこの警察庁通達、犯罪認可状記載通りの損保、共済、弁護士、警察、検察、裁判官からの、主治医、保険者による犯罪被害を蒙り続けています、しかし私達だけでも法律を遵守させるべく、法の元動き続けています。

十和田労働基準監督署扱い、通勤交通事故災害労災給付問題で、被害者を説得し、近日中に日本興亜損保の人身傷害特約適用を実現させられる所まで来ました、労災からも求償させる事にしてあります、警察、司法、保険者、役人に

は不都合極まる合法化実現の動きでしょうね。

五、私の交通事故受傷に絡む被害補償問題で”賠償が現行の賠償犯罪論法では果たす事が困難な部分の、後遺症診断書作成日時以後の交通事故被害補償を、人身傷害損保、富士火災が、主治医の診断通り合法処理すると公式に動いて下さると約束を取ってあります”

主治医が未だ交通事故受傷の治療継続と診断している以上、治療と中で強引な示談締結で処理完結は不可能と認めて、四月以後の休業損害などの処理を果たすべく動いて下さるのです。







副本

次回期日 平成18年9月28日  
事件番号 平成18年(7)第748号

証拠物写

甲第14号証 乃至 甲第39号証

札幌地方 裁判所 御中  
民事 2部3係

上記原本により正写いたしました



弁護士 成田 教子



専決	次長	課長	係長	主任
				

平成17年12月28日

札幌方面厚別警察署長  
 司法警察員  
 警視 渡邊 成人 殿

札幌方面厚別警察署  
 司法警察員  
 巡査部長  

業務上過失傷害被疑事件捜査報告書  
 (被害者からの現場見取図の受理について)

平成17年9月12日午前11時45分ころ、札幌市厚別区上野幌 4 条 4 丁目 2 番  
 先路上において発生した被疑者山田 隆子に係る見出しの件につき下記のとおり報告す  
 る。

記

- 1 受理日時  
平成17年12月28日
- 2 受理場所  
札幌方面厚別警察署交通第二課1号室
- 3 提出者  
被害者 山本 弘明
- 4 受理物件  
被害者が作成した現場見取図 1 葉
- 5 受理時の経過

前記日時場所において、被害者山本が来署した際、同人から  
 「 事故直後に被疑者山田から聞いた話の中で、事故前に山田が車を止めた地点  
 は、今城さん家の前付近だったとのことでしたから、その聞いた地点も含め、  
 当時の状況を図面に書いてきたので提出します。」

との申し立てがあり、同人が見取図1葉を提出したのでこれを受理した。

- 6 その他  
本報告書末尾に前記受理物件を添付した。





様式第2号

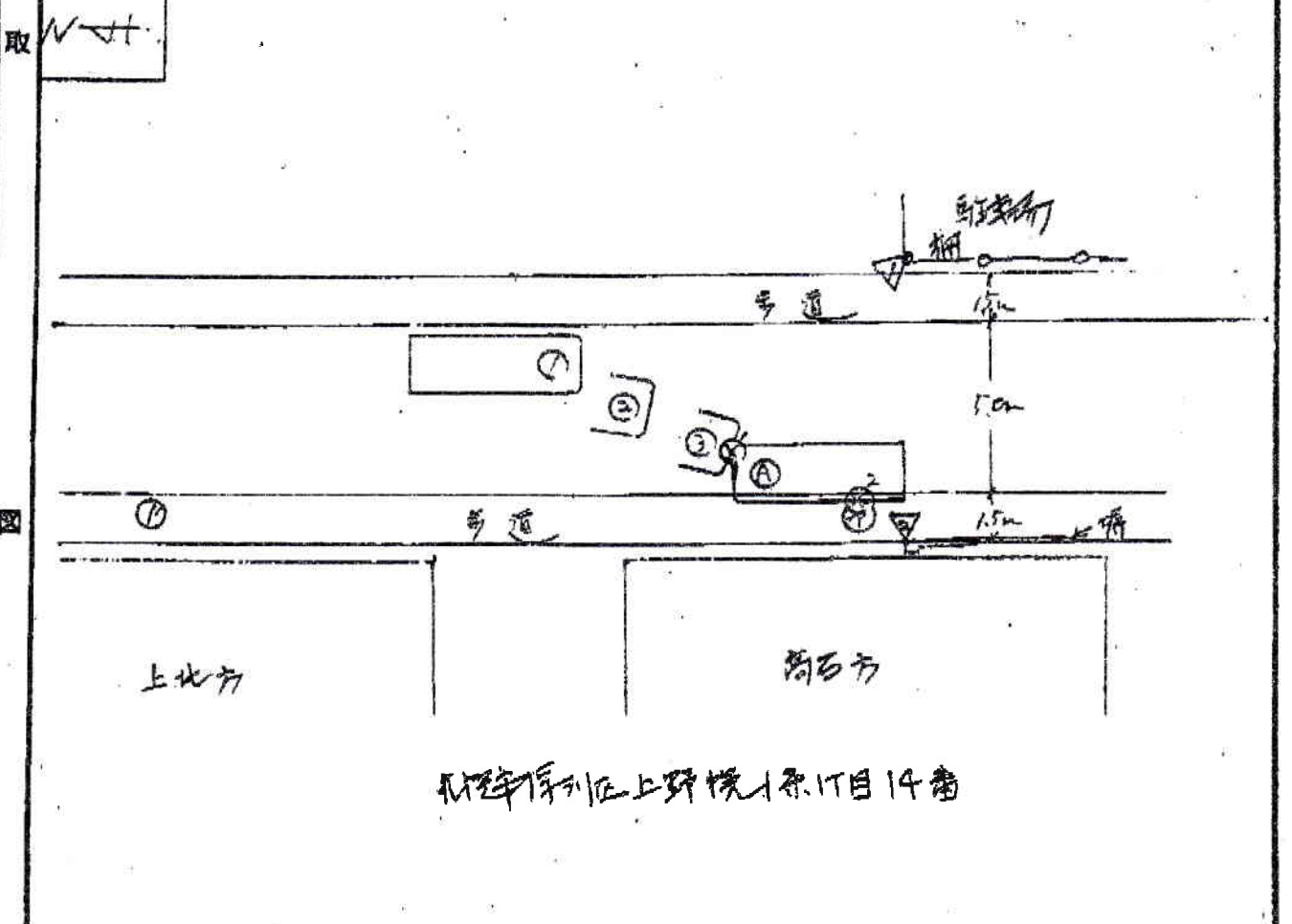
現場の見分状況書

作成日	平成17年9月12日	見分者	司法警察員 巡査部長 山崎 尚吾
見分日時	平成17年9月12日 午後0時15分から午後0時25分までの間 (天候 晴)		
発生日時	平成17年9月12日 午前11時45分ごろ (天候 晴)		

発生(見)場所 本橋幸厚列在上新橋1条1丁目14番 先路上(道路名 本橋)

路面	乾燥	照	明	規	(甲)の道路	最高速度	km/h	<input type="checkbox"/> 一時停止	<input type="checkbox"/> 駐車禁止	信号機	あり								
	( )	明	暗	制	(乙)の道路	最高速度	km/h	<input type="checkbox"/> 一時停止	<input type="checkbox"/> 駐車禁止		なし								
見通し	甲	良好	( )	測定	①	▽	6.0 m	②	▽	2.9 m	③	④	2.4 m	⑤	⑥	2.4 m	⑦	⑧	13.0 m
	乙	良好	( )	距離	③	A	0 m	A	④	0 m	⑤	⑥	4.3 m	⑦	⑧	15.3 m	⑨	⑩	0 m
勾配	甲	下り	①	上り	スリップ度		m		m		m		m						
	乙	下り	①	上り	立会人	甲	山田 千壽子		乙	山本 弘明									
指 示	作業者の	既	乗	最初に相手を	危険を感じた	ブレーキを	衝突地点	停止位置地点	乗客の										
	明	他	した地点	発見した地点	地	かけた地点			位置										
立会人	甲		①		①②		③④A	⑤⑥A⑦	⑧⑨⑩A										
	乙	⑦A						⑦A⑧	⑦A⑨										

方位 凡例 ①②③~(甲)の道路 ④⑤⑥~(乙)の道路 ⑦⑧⑨~(A)の道路 ⑩~(甲)の位置



本橋幸厚列在上新橋1条1丁目14番







交通事故現場見取図

式第3号

凡	点	基	見	可	地	点	防	護	欄	橋	柱	灯	物	痕	係	係	係	係
①	衝突・接触・追突地点	①	その時の相手の位置	防	欄	橋	柱	灯	物	痕	係	係	係	係	③~④	④	④	④
②	衝突・接触・追突地点	②	写真撮影の方向	欄	橋	柱	灯	物	痕	係	係	係	係	係	③~④	④	④	④
③	衝突・接触・追突地点	③	番号機(禁止者用)	欄	橋	柱	灯	物	痕	係	係	係	係	係	③~④	④	④	④
④	衝突・接触・追突地点	④	一時停止標識	欄	橋	柱	灯	物	痕	係	係	係	係	係	③~④	④	④	④
⑤	衝突・接触・追突地点	⑤	横断歩道	欄	橋	柱	灯	物	痕	係	係	係	係	係	③~④	④	④	④
⑥	衝突・接触・追突地点	⑥	中央	欄	橋	柱	灯	物	痕	係	係	係	係	係	③~④	④	④	④



札幌市厚別区上野幌1条1丁目14番

様式第8号の2

通 知 書

平成18年11月27日

山 本 弘 明 殿

札幌区検察庁

検察官副検事

西 川 俊 典

担当者

増 川 健 二

電 話

261-9349

内 線

3541



山田 [REDACTED] に対する業務上過失傷害事件（事件番号2-[REDACTED]）は、平成18年7月20日、札幌簡易裁判所において、40万円の罰金に処する略式命令があり、確定したので通知します。

# 副本

乙字66号証

平成18年8月2日

札幌市東区伏古2条4丁目8番14号  
山本弘明殿

札幌市中央区南1条西5丁目  
プレジデント松井ビル100-7階  
弁護士 成田 教子

## ご通知

拝啓 時下ますますご清祥のことと存じ上げ  
ます。  
この度、山田●●●氏のご依頼により、代  
理人としてご通知申し上げます。  
貴殿は、平成18年7月18日、貴殿の主  
催するインターネット上の掲示板にて、札幌  
地方裁判所に係属中の訴訟（平成18年（ワ）  
第748号）についての同日付の貴殿作成準  
備書面を掲載されました。この中で貴殿は、  
山田氏の実名を挙げ、山田氏が札幌簡易裁判  
所に業務上過失致傷罪で起訴された旨を述  
べています。  
インターネット上の掲示板という誰にでも  
閲覧可能な場で、刑事起訴を受けた事実を公  
開されたことにより、山田氏は著しく社会的  
名誉を傷つけられ、強い精神的苦痛を受けて  
おります。かかる貴殿の行為は、刑法上名誉  
毀損罪に該当する行為です。貴殿は、同年  
7月23日に、今後も山田氏の刑事処分



果を公表する旨の内容を上記掲示板に掲載されていいますが、当該行為を取行した場合には、さらに名誉毀損罪という犯行を重ねることになります。山田氏に対するこのような行為は直ちに一切辞めるよう、本書面をもって通知いたします。当方では、現在刑事告訴も含めた法的手続を検討中ですので、ご承知おきください。

なお、今後本件に関するご連絡は、当職宛にお願いいたします。

敬具

本書面を貴殿に郵送致しますが、これまでの経緯から見ても、貴殿が受領拒否されることと考えられますので、FAXによる送信も致します。

訴訟  
起訴  
不交

# 4分の1一転起訴

## 検察審査会の議決前に

加害者が不起訴となつた交通事故で、被害者らの不服申し立てにより全国の主な検察審査会が4～9月に処理した1117件の約4分の1に当たる30件について、検察が審査会の判断を待たずに一転して起訴していたことが26日、共同通信の集計で分かった。

加害者が不起訴となつた交通事故で、被害者らの不服申し立てにより全国の主な検察審査会が4～9月に処理した1117件の約4分の1に当たる30件について、検察が審査会の判断を待たずに一転して起訴していたことが26日、共同通信の集計で分かった。

検察が、当初の捜査が不十分だったことを認め、審査会で「起訴相当」や「不起訴不当」と議決される前に自発的に判断を覆したとみられる。起訴を受け、審査会は30件を「審査打ち切り」として処理した。

加害者の過失の有無は被害者の補償面に大きく影響する。警察、検察でなければ事故原因を明らかにできないことも多いが、事故直後に加害者だけを立ち会わせた実況見分で不起訴としていたケースもあり、さまざまな捜査の在り方が問われそう

る67カ所を対象に聞き取りをし、56カ所から回答を得た。

検察審査会への審査申し立てを受け、検察が不起訴(起訴猶予を含む)から起訴に転じたのは、神戸(第1、2検察審査会)が8件で最多。大阪(第1、4)が6件、京都(第1、2)が3件、新潟、和歌山が各2件で、函館、金沢、静岡、大津、広島(第2)、高知、福岡(第1)、鹿児島、那覇は各1件だった。